

八王子市公正入札調査委員会設置要綱

平成7年9月1日
施行

(目的及び設置)

第1条 公平で適正な入札の確保を図り、不正な行為に対して的確な対応を行うため、庁内に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 入札談合に関する情報があつた場合の事情聴取、入札の有効性の判断、公正取引委員会への通報等の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、契約資産部に関する事務を所管する副市長を委員長 副委員長は他の副市長とし、委員は、契約資産部長、契約課長、入札談合に関する情報等に係る工事担当室部課長及び事業主管室部課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務をつかさどり、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報等があつた場合に、必要に応じて委員長が招集する。ただし、会議を開催するいとまがない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

(意見及び事情聴取)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め意見及び事情聴取することができる。

(報告)

第7条 委員会は、必要に応じ会議の経過及び結果を市長に報告する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、契約資産部契約課において行う。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。